

第5期 雲南市農業委員会第28回総会議事録

1. 日 時 平成28年10月24日(月) 13:30~14:30

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(33名) ()は遅刻届出委員

| | | | |
|------------|----------|-----------|----------|
| 1番 渡部洋一 | 2番 高尾茂通 | 3番 岡田康弘 | 4番 竹内 勉 |
| 5番 片寄健治 | 6番 日野一夫 | 7番 鳥谷悦雄 | 8番 高橋敬二 |
| 9番 永井尚二 | 10番 周藤寛洲 | 11番 藤原修至 | 12番 橋本 博 |
| 13番 松原利廣 | 14番 高田 耕 | 15番 青木征温 | 16番 内部武雄 |
| 17番 柳原昌広 | 18番 白築 進 | 19番 白築美雄 | 20番 中西康一 |
| 21番 嘉本輝雄 | 22番 渡部満憲 | 23番 鶴原能也 | 24番 廣澤幸博 |
| (25番 錦織邦男) | 26番 岡田 伸 | 27番 持田明典 | 29番 山本裕子 |
| 30番 高島幹雄 | 34番 山本博子 | 35番 宇都宮敏章 | 36番 石橋義明 |
| 37番 加藤一郎 | | | |

4. 欠席委員(4名) 28番 川上蘆求 31番 陶山直利 32番 小田久義
33番 藤原 好

5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 統括主幹 女鹿田比文
主 幹 白築 香 主 幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第168号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第169号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第170号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について
- ・議第171号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第172号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第173号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| 事務局 | <p>定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の出席委員は32名であります。</p> |
| 議 長 | <p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第28回総会を開会いたします。</p> |
| 議 長 | <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> |
| 議 長 | <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、17番柳原昌広委員、20番中西康一委員を指名します。</p> |
| 議 長 | <p>日程第2、諸報告を行います。 事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について |
| 議 長 | <p>以上で諸報告を終わります。 それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。 なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。 質問はございませんか。</p> |
| | <p>（無しの声あり）</p> |
| 議 長 | <p>質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>日程第3、議案の上程を行います。 それでは最初に、「議第168号 農地法第2条の規定による非農地証明交付申請に対する承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| 事務局 | <p>議案書 8 ページ「議第 1 6 8 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明交付申請に対する承認について」説明します。</p> <p>9 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、外 3 筆、地目は登記簿、田、現況、荒廃農地 3 筆、登記簿、畑、現況、荒廃農地 1 筆で面積は合計で 1,781 m²、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇町の□□□□さん、非農地の事由は、「耕作をしなくなったことにより、雑木、雑草等が繁茂し農地への復旧が困難となったため原野及び山林に地目変更したい」ということです。平成 2 8 年 1 0 月 4 日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 2 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、田、現況、荒廃農地で面積は 185 m²、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「耕作をしなくなったことにより、雑木、雑草等が繁茂し農地への復旧が困難となったため山林に地目変更したい」ということです。平成 2 8 年 1 0 月 4 日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 3 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、田、現況、荒廃農地で面積は 9.8 m²、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「現況が農地でなく山林原野化のため」ということです。平成 2 8 年 1 0 月 6 日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。梅や柿が植えられていたようですが農地である要件として果樹の場合、継続して肥培管理を行い収穫もされていることが必要です。本土地については隣接農地への影響を考慮して影ごり程度の作業はされていますが肥培管理は行われておらず、原野水路に囲まれた幅が最も広いところで 1.5m という周囲の状況からみて、農地として継続して利用することができないと見込まれる場合に該当すると考えます。</p> <p>以上 3 件の非農地証明の対象となる農地についてですが、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明を終わります。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| 議 長 | <p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第168号 農地法第2条の規定による非農地証明交付申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第168号 農地法第2条の規定による非農地証明交付申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、「議第169号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書11ページ「議第169号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>12ページをご覧下さい。7件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿現況とも田で面積は1,687㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。△△△△さんは本農地の隣接農地を耕作しておられ譲渡人の要望であるということで土地代は無償となっております。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿現況とも畑で面積は422㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「耕作が困難になったため譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「譲渡人の要望により、譲り受ける。」ということです。土地代は10アール当たり50,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿現況とも畑で面積は131㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、申請事由は、「耕作が困難になったため譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| 事務局 | <p>事由は、「譲渡人の要望により、譲り受ける。」ということです。土地代は10アール当たり50,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号4番 〇〇町〇〇△△-△、外9筆、地目は登記簿現況とも田が7筆、登記簿現況とも畑が3筆の合計10筆、面積が合計で13,195㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「後継者に貸し付ける。」ということです。借受人は、同じ世帯の息子さんで後継者の△△△△さん、申請事由は、「申請地を借り受け農業経営を主宰する。」ということです。確認は〇〇委員さんです。本地区は中間管理機構により集積を予定されている所です。法人への集積を行う前に経営移譲年金の処分の規制対象から外しておく必要があり、所有農地全筆を後継者に貸し付ける申請を提出されております。今後中間管理機構による利用権の設定が提出される予定です。平成28年3月に農業委員会総会において審議了承された農地所有適格法人で（農）〇〇さんです。</p> <p>申請番号5番 〇〇町〇〇△△-△、外27筆、地目は登記簿現況とも田が9筆、登記簿現況とも畑が3筆、登記簿田現況荒廃地12筆、登記簿畑現況荒廃地4筆、の合計28筆、面積が合計で13,157㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「後継者に貸し付ける。」ということです。借受人は、〇〇町〇〇にお住まいの息子さんで後継者の△△△△さん、申請事由は、「申請地を借り受け農業経営を主宰する。」ということです。確認は〇〇委員さんです。貸付人は経営移譲年金を受給されており、全筆について耕作をおこなう必要がありますが最初の10年以上の契約期間を満了して耕作された後、もう一度、同じ契約をやり直すことにより農地の規制がはずれることから今回、初めの契約と同じ内容で再契約をされるものです。</p> <p>申請番号6番 〇〇町〇〇△△-△、外1筆、地目は登記簿現況とも田2筆、面積が合計で3,071㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け農業経営を拡大する。」ということです。土地代は10アール当たり150,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号7番 〇〇町〇〇△△-△、外8筆、地目は登記簿現況とも田が7筆、登記簿現況とも畑が2筆の合計9筆、面積が合計で11,910㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「後継者に貸し付ける。」ということです。借受人は、同じ世帯の息子さんで後継者の△△△△さん、申請事由は、「申請地を借り受け農業経営を主宰する。」ということです。確認は〇〇委員さんです。本地区も申請番号4番と同様に中間管理機構により集積を予定されている所で、今回経営移譲</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|---|
| 事務局 | <p>年金の規制対象からはずすため、後継者に貸し付ける再契約の申請を提出されました。現在、地元では〇〇集落のなかで法人設立の協議が進んでおります。農地所有適格法人として了承にいたれば貸付を希望されるということで年金の相談があったものです。</p> <p>以上7件については、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上につきまして、ご審議をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明を終わります。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> |
| 7 番 | <p>7番〇〇です。1番の案件ですが、□□□□さんのお父さんが〇〇の出身で、機械や農機具小屋を持っておられ耕作されていましたが、亡くなられたことにより兄弟さんが18年間耕作されておりました。隣で△△△△さんが耕作されておられ、話し合いにより無償でも耕作してもらいたいとの相談になりました。このような経過がっておりますので報告いたします。</p> |
| 議 長 | <p>他に確認委員で説明はありませんか。</p> <p>無いようですのでただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第169号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第169号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|---|
| 事務局 | <p>次に、「議第170号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書18ページ「議第170号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」説明します。</p> <p>議案書20ページ及び資料No.1をご覧ください。</p> <p>議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加及び指定解除の事案が発生したためです。議案書20ページの別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△、△△-△、〇〇町〇〇△△-△の3筆を加え、〇〇町〇〇△△-△の1筆を解除し、計44筆を区域としたいと考えております。対象物件の詳細は資料No.1、3、5ページをご覧ください。</p> <p>承認を得ることができましたら、平成28年10月24日告示といたします。また、変更後の空き家付対象物件は資料No.1、1ページのとおり、13物件となります。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第170号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第170号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、「議第171号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書21ページ「議第171号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|---|
| | <p>見について」説明をいたします。22ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番 ○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況ともに畑で、面積は合計 1,319 m²のうち 1,173 m²です。申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は、一般個人住宅で、居宅1棟を建設されます。</p> <p>転用の理由は、家族が増え、現在の住宅が狭くなった為、申請地に個人住宅を建築したいとのことです。</p> <p>2種農地で農用地除外申請が出され平成28年7月20日に許可が出ています。確認は○○委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番 ○○町○○△△-△、外1筆、地目は登記簿、現況ともに畑で、申請面積は 16.94 m²です。申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地です。墓碑1棟を建築されます。</p> <p>転用理由は、現在の墓地が山の中腹にあり参道も一部崩壊し申請地に移転したいとのことです。</p> <p>農用地 区域外で、確認は○○委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議をよろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> |
| | <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p> |
| | <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので質疑を終わります。</p> |
| | <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> |
| | <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>討論を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>お諮りいたします。「議第171号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|---|
| | <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。 よって、「議第171号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定をいたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、「議第172号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書23ページ「議第172号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。24ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番 〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は236㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は車庫及び駐車場で、車庫1棟27.50㎡を建設されます。転用理由は、「家族が増え車庫が不足しているので申請地を譲り受け、車庫を建築し、また来客用の駐車場としても整備する。」ということです。農用地区域外で、土地代は10アール当り4,450,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番 〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は330㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は個人住宅で、住宅1棟44.71㎡を建築されます。転用理由は、「家族が増え現借家が狭くなったため、申請地に個人住宅を建築する。」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。土地代は10アール当り27,270,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>以上2件の案件、ご審議をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>(無しの声あり) ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----------|---|
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> |
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第172号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> |
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第172号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定をいたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、「議題173号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書25ページ「議第173号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。26ページをご覧ください。 今回の案件は〇〇町のみ1件申請されております。 この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。 ご審議よろしくお願い致します。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明がございましたが、〇〇町のみご協議いただくこととします。 14時20分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p> |
| 議 長 | <p>会議を再開します。 先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、〇〇町より発表していただきます。</p> |
| 3番 議 長 | <p>3番〇〇です。〇〇町1件、妥当と判断しましたのでご報告いたします。 ただ今、〇〇町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませ</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| | んか。 |
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>討論を終わります。 お諮りいたします。 「議第173号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は申請のとおり妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。 よって、「議第173号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は申請のとおり妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p> |
| 議 長 | <p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。</p> |
| 事務局 | <p>ご起立下さい。 一同互礼。 ご着席ください。</p> <p>次にその他事項に入ります。 【その他事項】</p> <p>(1) 平成28年度農業委員会視察研修について (2) 平成29年度雲南市農業振興施策に関する意見書について</p> |

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____